

令和元年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第1章 防災活動計画 1-4 災害救助法の適用	14	<p>2. 実施機関</p> <p><u>災害救助法による救助の実施には、兵庫県知事があたることになっているが、知事からの通知により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、その事務を市長が行う。</u></p> <p><u>ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができない時は、市長が自ら救助に着手する。</u></p> <p>3. 救助の種類</p> <p>災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。<u>(防災 DB 地応急 資料 1-3-1)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>避難所及び応急仮設住宅の供与</u> ② <u>炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</u> ③ <u>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u> ④ <u>医療及び助産</u> ⑤ 被災者の救出 ⑥ <u>被災した住宅の応急修理</u> ⑦ <u>生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u> ⑧ <u>学用品の給与</u> ⑨ <u>埋葬</u> ⑩ <u>前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの</u> <p>(新規)</p>	<p>2. 実施機関</p> <p><u>神戸市は、災害救助法第2条の2に定める救助実施市（平成31年4月1日指定）であるため、災害救助法による救助の実施には市長があたる。</u></p> <p>3. 救助の種類</p> <p>災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>避難所、応急仮設住宅の設置</u> ② <u>食品、飲料水の供与</u> ③ <u>被服、寝具等の供与</u> ④ <u>医療、助産</u> ⑤ 被災者の救出 ⑥ <u>住宅の応急修理</u> ⑦ <u>学用品の供与</u> ⑧ <u>埋葬</u> ⑨ <u>死体の捜索及び処理</u> ⑩ <u>障害物の除去</u> <p><u>救助の程度、方法及び期間は、災害救助に関する手続等を定める規則（平成31年神戸市規則第33号）第3条に基づき、災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）第5条に定めるところによる。</u></p>	<p>救助実施市に指定されたことによる</p> <p>救助実施市に指定されたことによる</p> <p>県の「災害救助の手引き」と並びを揃えるため</p>	危機管理室

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当																																																																																												
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第1章 防災活動計画 1-4 災害救助法の適用	14	<p>4. 災害救助法適用基準</p> <p>(1) 市全域又は各区の災害救助法適用基準(Ⅰ)</p> <p><u>神戸市の全域又は区の地域に、原則として同一原因による災害の被害が、災害救助法施行令第1条第1項各号に定める程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。</u></p> <p>(2) 市全域又は各区の災害救助法適用基準(Ⅱ)</p> <p><u>被害世帯数が(Ⅰ)の基準には達しないが、兵庫県の被害世帯が2,500世帯以上で、市全域又は各区における被害世帯数が次に示す世帯以上に達したときに適用される。</u></p> <p style="text-align: center;">表 1-4-1 災害救助法適用被害世帯数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th rowspan="2">人口(人)</th> <th colspan="2">災害救助法適用被害世帯</th> </tr> <tr> <th>適用基準(Ⅰ)</th> <th>適用基準(Ⅱ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>1,533,923</td><td>150 世帯</td><td>75 世帯</td></tr> <tr><td>東灘区</td><td>214,265</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>灘区</td><td>136,986</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>中央区</td><td>139,072</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>兵庫区</td><td>107,197</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>北区</td><td>216,738</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>長田区</td><td>96,810</td><td>80 //</td><td>40 //</td></tr> <tr><td>須磨区</td><td>160,555</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>垂水区</td><td>218,514</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>西区</td><td>243,786</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">人口は平成29年6月現在(データこうべより)</p> <p style="color: red;">(新規)</p>	区別	人口(人)	災害救助法適用被害世帯		適用基準(Ⅰ)	適用基準(Ⅱ)	神戸市	1,533,923	150 世帯	75 世帯	東灘区	214,265	100 //	50 //	灘区	136,986	100 //	50 //	中央区	139,072	100 //	50 //	兵庫区	107,197	100 //	50 //	北区	216,738	100 //	50 //	長田区	96,810	80 //	40 //	須磨区	160,555	100 //	50 //	垂水区	218,514	100 //	50 //	西区	243,786	100 //	50 //	<p>4. 災害救助法適用基準</p> <p><u>災害救助法施行令第1条に基づき適用する。(下記、平成27年国勢調査による人口を基に作成)</u></p> <p><1号基準、2号基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th rowspan="2">人口(人)</th> <th colspan="2">基準(住家減失世帯数)</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>1,537,272</td><td>150 世帯</td><td>75 世帯</td></tr> <tr><td>東灘区</td><td>213,634</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>灘区</td><td>136,088</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>兵庫区</td><td>106,956</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>長田区</td><td>97,912</td><td>80 //</td><td>40 //</td></tr> <tr><td>須磨区</td><td>162,468</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>垂水区</td><td>219,474</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>北区</td><td>219,805</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>中央区</td><td>135,153</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> <tr><td>西区</td><td>245,782</td><td>100 //</td><td>50 //</td></tr> </tbody> </table> <p>※2号基準が適用されるのは、兵庫県の住家減失世帯数が2,500世帯以上の場合である。</p> <p><3号基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県における住家減失世帯数が、12,000世帯以上の場合かつ市内で多数の世帯の住家が減失した場合に適用。 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が減失した場合に適用。 <p><4号基準></p> <p><u>多数の者が生命又は身体に危害を受ける又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すれば適用。</u></p>	区別	人口(人)	基準(住家減失世帯数)		1号	2号	神戸市	1,537,272	150 世帯	75 世帯	東灘区	213,634	100 //	50 //	灘区	136,088	100 //	50 //	兵庫区	106,956	100 //	50 //	長田区	97,912	80 //	40 //	須磨区	162,468	100 //	50 //	垂水区	219,474	100 //	50 //	北区	219,805	100 //	50 //	中央区	135,153	100 //	50 //	西区	245,782	100 //	50 //	明快にするため。 救助実施市に指定されたことによる	危機管理室
			区別				人口(人)	災害救助法適用被害世帯																																																																																											
適用基準(Ⅰ)	適用基準(Ⅱ)																																																																																																		
神戸市	1,533,923	150 世帯	75 世帯																																																																																																
東灘区	214,265	100 //	50 //																																																																																																
灘区	136,986	100 //	50 //																																																																																																
中央区	139,072	100 //	50 //																																																																																																
兵庫区	107,197	100 //	50 //																																																																																																
北区	216,738	100 //	50 //																																																																																																
長田区	96,810	80 //	40 //																																																																																																
須磨区	160,555	100 //	50 //																																																																																																
垂水区	218,514	100 //	50 //																																																																																																
西区	243,786	100 //	50 //																																																																																																
区別	人口(人)	基準(住家減失世帯数)																																																																																																	
		1号	2号																																																																																																
神戸市	1,537,272	150 世帯	75 世帯																																																																																																
東灘区	213,634	100 //	50 //																																																																																																
灘区	136,088	100 //	50 //																																																																																																
兵庫区	106,956	100 //	50 //																																																																																																
長田区	97,912	80 //	40 //																																																																																																
須磨区	162,468	100 //	50 //																																																																																																
垂水区	219,474	100 //	50 //																																																																																																
北区	219,805	100 //	50 //																																																																																																
中央区	135,153	100 //	50 //																																																																																																
西区	245,782	100 //	50 //																																																																																																
			15	<p>5. 災害救助法適用手続</p> <p><u>市長は、市の全域又は地域に係る被害の程度が、災害救助法施行令に定める基準に達し、又は達する見込みがある場合は、速やかに災害発生の日時及び場所、並びに災害の原因及び被害の概況を知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。</u></p>	<p>5. 災害救助法適用手続</p> <p><u>市長は、市の全域又は地域に係る被害の程度が、災害救助法施行令に定める基準に達する場合は、災害救助法を適用する。</u></p> <p><u>なお、兵庫県と神戸市は、「兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル」に基づき、関係機関、民間事業者とも連携の上、被災者の救助を実施し、県内の資源配分・調整は、兵庫県が行う。(防災 DB 地応急 資料 1-4-1)</u></p>																																																																																														

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第 17 章 被災者生活の 安定・再建 17-4 応急仮設住宅 の供給	185	<p>2. 供与の実施主体</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害救助法が適用された場合、<u>県知事が実施する</u>。なお、災害状況によっては、<u>県知事の委任を受けて市長が実施する</u>。</p> <p>3. 応急仮設住宅の供与（県知事の委任を受け、市長が実施する場合）</p> <p>(1) 被災状況の調査</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅応急修理、及び災害公営住宅建設のため、以下の区分で被災状況の調査を実施する。なお、第 1 次、第 2 次調査とも、<u>住宅都市部</u>、区本部が十分協議し、連絡を密にして実施する。</p> <p>① 第 1 次調査〔区本部・<u>住宅都市部</u>〕…災害救助法に基づく災害発生時の調査 ② 第 2 次調査〔<u>住宅都市部</u>〕…第 1 次調査結果を基礎とした災害後の調査</p> <p>(2) 建設戸数の決定</p> <p>① <u>災害救助法が適用された場合、原則として、全壊、全焼又は流失世帯の合計数の 3 割以内とする。</u></p> <p>② <u>被害の程度その他の事情から、法適用市町全体の 3 割の範囲内で、知事権限において当該市町間で供給戸数の融通ができる。</u></p> <p>図 17-4-1 応急仮設住宅の建設フロー（災害救助法適用）</p>	<p>2. 供与の実施主体</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害救助法が適用された場合、<u>市長が実施する</u>。なお、災害状況によっては、<u>県知事と連絡調整のうえ実施する</u>。</p> <p>3. 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 被災状況の調査</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅応急修理、及び災害公営住宅建設のため、以下の区分で被災状況の調査を実施する。なお、第 1 次、第 2 次調査とも、<u>建築住宅部</u>、区本部が十分協議し、連絡を密にして実施する。</p> <p>① 第 1 次調査〔区本部・<u>建築住宅部</u>〕…災害救助法に基づく災害発生時の調査 ② 第 2 次調査〔<u>建築住宅部</u>〕…第 1 次調査結果を基礎とした災害後の調査</p> <p>(2) 建設戸数の決定</p> <p><u>被害状況の把握とともに、避難所等での実態調査を勘案しながら、応急仮設住宅の必要戸数（概算）を算出する。</u></p> <p><u>なお、必要に応じて被害状況の詳細調査結果や、応急仮設住宅への申込状況等も反映させながら応急仮設住宅の必要戸数を補正していく。</u></p> <p>図 17-4-1 応急仮設住宅の建設フロー（災害救助法適用）</p>	<p>救助実施市に指定されたことによる</p> <p>組織改正</p> <p>救助実施市に指定されたことによる</p>	建築住宅局

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第 17 章 被災者生活の 安定・再建 17-4 応急仮設住宅 の供給	186	<p>3. 応急仮設住宅の供与 <u>(県知事の委任を受け、市長が実施する場合)</u></p> <p>(3) 設置戸数の引上げ</p> <p>被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要がある場合、<u>県知事は</u>、応急仮設住宅設置期間内に以下の項目を申請し、内閣総理大臣の承認を得て設置戸数を引き上げることができる。</p> <p>4. 応急仮設住宅の建設</p> <p>(3) 着工期間の延長</p> <p>やむを得ない事情により工事着工期間を延長する場合、<u>県知事は</u>、応急仮設住宅の着工期間（地震発生の日から 20 日以内）に、下記の申請事項を添えて内閣総理大臣の承認を受け、必要最小限の延長ができる。</p>	<p>3. 応急仮設住宅の供与</p> <p>(3) 設置戸数の引上げ</p> <p>被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要がある場合、<u>市長は</u>、応急仮設住宅設置期間内に以下の項目を申請し、内閣総理大臣の承認を得て設置戸数を引き上げることができる。</p> <p>4. 応急仮設住宅の建設</p> <p>(3) 着工期間の延長</p> <p>やむを得ない事情により工事着工期間を延長する場合、<u>市長は</u>、応急仮設住宅の着工期間（地震発生の日から 20 日以内）に、下記の申請事項を添えて内閣総理大臣の承認を受け、必要最小限の延長ができる。</p>	救助実施市に指定されたことによる	建築住宅局
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第 17 章 被災者生活の 安定・再建 17-4 応急仮設住宅 の供給	187	<p>5. 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p><u>被災状況、地域の実情等、必要に応じて民間賃貸住宅を借上げて供給する。</u> また、平時から<u>業界</u>の協力を得られるよう努める。</p> <p>6. 経費の負担</p> <p>災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅に係る経費を「<u>兵庫県災害救助法施行細則</u>」に定める限度額内で<u>県が負担する。</u></p> <p>7. 応急仮設住宅の管理</p> <p>(1) 管理運営</p> <p>市長は、<u>知事からの委任を受け</u>、災害救助法による応急仮設住宅の管理・運営を行う。</p>	<p>5. 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p><u>被災状況、地域の実情等、必要に応じて「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅を借上げて供給する。</u> また、平時から<u>関係団体</u>の協力を得られるよう努める。</p> <p>6. 経費の負担</p> <p>災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅に係る経費を<u>限度額内で市が負担し、内閣総理大臣に請求を行う。</u></p> <p>7. 応急仮設住宅の管理</p> <p>(1) 管理運営</p> <p>市長は、災害救助法による応急仮設住宅の管理・運営を行う。</p>	救助実施市に指定されたことによる	建築住宅局

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第 17 章 被災者生活の 安定・再建 17-4 応急仮設住宅 の供給	188	<p>10. 応援協定</p> <p>市長は、応急仮設住宅の建設や、仮設住宅等入居事務について、事前に協定を締結している独立行政法人都市再生機構西日本支社へ必要に応じて協力を要請する。</p>	<p>10. 応援協定</p> <p>(1) 独立行政法人都市再生機構</p> <p>市長は、応急仮設住宅の建設や、仮設住宅等入居事務について、事前に協定を締結している独立行政法人都市再生機構西日本支社へ必要に応じて協力を要請する。</p> <p>(2) 建設型仮設住宅関係団体</p> <p>市長は、応急仮設住宅の建設に関して、事前に協定を締結している、以下の団体に対し、必要に応じて協力を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一般社団法人プレハブ建築協会</u> ・ <u>一般社団法人全国木造建設事業協会</u> <p>(3) 借上型仮設住宅関係団体</p> <p>市長は、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、事前に協定を締結している、以下の団体に対し、必要に応じて協力を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会</u> ・ <u>公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部</u> ・ <u>公益財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部</u> ・ <u>公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会</u> 	救助実施市に指定されたことにより、新たに協定を締結したため	建築住宅局

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	風水害対策編	第1章 警戒体制及び 防災活動計画 1-5 災害救助法の 適用	21	<p>2. 実施機関</p> <p><u>災害救助法による救助の実施には、兵庫県知事があたることになっているが、知事からの通知により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、その事務を市長が行う。</u></p> <p><u>ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができない時は、市長が自ら救助に着手する。</u></p> <p>3. 救助の種類</p> <p>災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。<u>(防災 DB 地応急 資料 1-3-1)</u></p> <p>① <u>避難所及び応急仮設住宅の供与</u></p> <p>② <u>炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</u></p> <p>③ <u>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u></p> <p>④ <u>医療及び助産</u></p> <p>⑤ <u>被災者の救出</u></p> <p>⑥ <u>被災した住宅の応急修理</u></p> <p>⑦ <u>生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u></p> <p>⑧ <u>学用品の給与</u></p> <p>⑨ <u>埋葬</u></p> <p>⑩ <u>前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの</u></p> <p>(新規)</p>	<p>2. 実施機関</p> <p><u>神戸市は、災害救助法第2条の2に定める救助実施市（平成31年4月1日指定）であるため、災害救助法による救助の実施には市長があたる。</u></p> <p>3. 救助の種類</p> <p>災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。</p> <p>① <u>避難所、応急仮設住宅の設置</u></p> <p>② <u>食品、飲料水の供与</u></p> <p>③ <u>被服、寝具等の供与</u></p> <p>④ <u>医療、助産</u></p> <p>⑤ <u>被災者の救出</u></p> <p>⑥ <u>住宅の応急修理</u></p> <p>⑦ <u>学用品の供与</u></p> <p>⑧ <u>埋葬</u></p> <p>⑨ <u>死体の捜索及び処理</u></p> <p>⑩ <u>障害物の除去</u></p> <p><u>救助の程度、方法及び期間は、災害救助に関する手続等を定める規則（平成31年神戸市規則第33号）第3条に基づき、災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）第5条に定めるところによる。</u></p>	<p>救助実施市に指定されたことによる</p> <p>救助実施市に指定されたことによる</p> <p>県の「災害救助の手引き」と並びを揃えるため</p>	危機管理室

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当																																																																																													
神戸市地域防災計画	風水害対策編	応急対応計画	第1章 警戒体制及び 防災活動計画 1-5 災害救助法の 適用	21 ～ 22	<p>4. 災害救助法適用基準</p> <p>(1) 市全域又は各区の災害救助法適用基準(I)</p> <p>神戸市の全域又は区の地域に、原則として同一原因による災害の被害が、災害救助法施行令第1条第1項各号に定める程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。</p> <p>(2) 市全域又は各区の災害救助法適用基準(II)</p> <p>被害世帯数が(I)の基準には達しないが、兵庫県の被害世帯が2,500世帯以上で、市全域又は各区における被害世帯数が次に示す世帯以上に達したときに適用される。</p> <p>表 1-4-1 災害救助法適用被害世帯数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th rowspan="2">人口(人)</th> <th colspan="2">災害救助法適用被害世帯</th> </tr> <tr> <th>適用基準(I)</th> <th>適用基準(II)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>1,533,923</td><td>150 世帯</td><td>75 世帯</td></tr> <tr><td>東灘区</td><td>214,265</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>灘区</td><td>136,986</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>中央区</td><td>139,072</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>兵庫区</td><td>107,197</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>北区</td><td>216,738</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>長田区</td><td>96,810</td><td>80 "</td><td>40 "</td></tr> <tr><td>須磨区</td><td>160,555</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>垂水区</td><td>218,514</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>西区</td><td>243,786</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> </tbody> </table> <p>人口は平成29年6月現在(データこうべより)</p> <p>(新規)</p> <p>5. 災害救助法適用手続</p> <p>市長は、市の全域又は地域に係る被害の程度が、災害救助法施行令に定める基準に達し、又は達する見込みがある場合は、速やかに災害発生の日時及び場所、並びに災害の原因及び被害の概況を知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。</p>	区別	人口(人)	災害救助法適用被害世帯		適用基準(I)	適用基準(II)	神戸市	1,533,923	150 世帯	75 世帯	東灘区	214,265	100 "	50 "	灘区	136,986	100 "	50 "	中央区	139,072	100 "	50 "	兵庫区	107,197	100 "	50 "	北区	216,738	100 "	50 "	長田区	96,810	80 "	40 "	須磨区	160,555	100 "	50 "	垂水区	218,514	100 "	50 "	西区	243,786	100 "	50 "	<p>4. 災害救助法適用基準</p> <p>災害救助法施行令第1条に基づき適用する。(下記、平成27年国勢調査による人口を基に作成)</p> <p><1号基準、2号基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th rowspan="2">人口(人)</th> <th colspan="2">基準(住家滅失世帯数)</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>神戸市</td><td>1,537,272</td><td>150 世帯</td><td>75 世帯</td></tr> <tr><td>東灘区</td><td>213,634</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>灘区</td><td>136,088</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>兵庫区</td><td>106,956</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>長田区</td><td>97,912</td><td>80 "</td><td>40 "</td></tr> <tr><td>須磨区</td><td>162,468</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>垂水区</td><td>219,474</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>北区</td><td>219,805</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>中央区</td><td>135,153</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> <tr><td>西区</td><td>245,782</td><td>100 "</td><td>50 "</td></tr> </tbody> </table> <p>※2号基準が適用されるのは、兵庫県内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上の場合である。</p> <p><3号基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県における住家滅失世帯数が、12,000世帯以上の場合かつ市内で多数の世帯の住家が滅失した場合に適用。 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合に適用。 <p><4号基準></p> <p>多数の者が生命又は身体に危害を受ける又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すれば適用。</p> <p>5. 災害救助法適用手続</p> <p>市長は、市の全域又は地域に係る被害の程度が、災害救助法施行令に定める基準に達する場合は、災害救助法を適用する。</p> <p>なお、兵庫県と神戸市は、「兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル」に基づき、関係機関、民間事業者とも連携の上、被災者の救助を実施し、県内の資源配分・調整は、兵庫県が行う。(防災DB 地応急 資料 1-4-1)</p>	区別	人口(人)	基準(住家滅失世帯数)		1号	2号	神戸市	1,537,272	150 世帯	75 世帯	東灘区	213,634	100 "	50 "	灘区	136,088	100 "	50 "	兵庫区	106,956	100 "	50 "	長田区	97,912	80 "	40 "	須磨区	162,468	100 "	50 "	垂水区	219,474	100 "	50 "	北区	219,805	100 "	50 "	中央区	135,153	100 "	50 "	西区	245,782	100 "	50 "	<p>明快にするため</p> <p>救助実施市に指定されたことによる</p>	危機管理室
			区別	人口(人)	災害救助法適用被害世帯																																																																																															
適用基準(I)	適用基準(II)																																																																																																			
神戸市	1,533,923	150 世帯	75 世帯																																																																																																	
東灘区	214,265	100 "	50 "																																																																																																	
灘区	136,986	100 "	50 "																																																																																																	
中央区	139,072	100 "	50 "																																																																																																	
兵庫区	107,197	100 "	50 "																																																																																																	
北区	216,738	100 "	50 "																																																																																																	
長田区	96,810	80 "	40 "																																																																																																	
須磨区	160,555	100 "	50 "																																																																																																	
垂水区	218,514	100 "	50 "																																																																																																	
西区	243,786	100 "	50 "																																																																																																	
区別	人口(人)	基準(住家滅失世帯数)																																																																																																		
		1号	2号																																																																																																	
神戸市	1,537,272	150 世帯	75 世帯																																																																																																	
東灘区	213,634	100 "	50 "																																																																																																	
灘区	136,088	100 "	50 "																																																																																																	
兵庫区	106,956	100 "	50 "																																																																																																	
長田区	97,912	80 "	40 "																																																																																																	
須磨区	162,468	100 "	50 "																																																																																																	
垂水区	219,474	100 "	50 "																																																																																																	
北区	219,805	100 "	50 "																																																																																																	
中央区	135,153	100 "	50 "																																																																																																	
西区	245,782	100 "	50 "																																																																																																	

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	風水害対策編	第 15 章 被災者生活の 安定・再建対 策 15-4 応急仮設住宅 の供給	162	<p>2. 供与の実施主体</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害救助法が適用された場合、<u>県知事</u>が実施する。なお、災害状況によっては、<u>県知事の委任を受けて市長</u>が実施する。</p> <p>3. 応急仮設住宅の供与（<u>県知事の委任を受け、市長が実施する場合</u>）</p> <p>(1) 被災状況の調査</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅応急修理、及び災害公営住宅建設のため、以下の区分で被災状況の調査を実施する。なお、第1次、第2次調査とも、<u>住宅都市部</u>、区本部が十分協議し、連絡を密にして実施する。</p> <p>① 第1次調査〔区本部・<u>住宅都市部</u>〕…災害救助法に基づく災害発生時の調査</p> <p>② 第2次調査〔<u>住宅都市部</u>〕…第1次調査結果を基礎とした災害後の調査</p> <p>(2) 建設戸数の決定</p> <p>① <u>災害救助法が適用された場合、原則として、全壊、全焼又は流失世帯の合計数の3割以内とする。</u></p> <p>② <u>被害の程度その他の事情から、法適用市町全体の3割の範囲内で、知事権限において当該市町間で供給戸数の融通ができる。</u></p> <p>図 15-4-1 応急仮設住宅の建設フロー(災害救助法適用)</p>	<p>2. 供与の実施主体</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害救助法が適用された場合、<u>市長</u>が実施する。なお、災害状況によっては、<u>県知事と連絡調整のうえ</u>実施する。</p> <p>3. 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 被災状況の調査</p> <p>応急仮設住宅の供与、住宅応急修理、及び災害公営住宅建設のため、以下の区分で被災状況の調査を実施する。なお、第1次、第2次調査とも、<u>建築住宅部</u>、区本部が十分協議し、連絡を密にして実施する。</p> <p>① 第1次調査〔区本部・<u>建築住宅部</u>〕…災害救助法に基づく災害発生時の調査</p> <p>② 第2次調査〔<u>建築住宅部</u>〕…第1次調査結果を基礎とした災害後の調査</p> <p>(2) 建設戸数の決定</p> <p><u>被害状況の把握とともに、避難所等での実態調査を勘案しながら、応急仮設住宅の必要戸数（概算）を算出する。</u></p> <p><u>なお、必要に応じて被害状況の詳細調査結果や、応急仮設住宅への申込状況等も反映させながら応急仮設住宅の必要戸数を補正していく。</u></p> <p>図 15-4-1 応急仮設住宅の建設フロー(災害救助法適用)</p>	<p>救助実施市に指定されたことによる</p> <p>組織改正</p> <p>救助実施市に指定されたことによる</p>	建築住宅局
		第 15 章 被災者生活の 安定・再建対 策 15-4 応急仮設住宅 の供給	163	<p>3. 応急仮設住宅の供与（<u>県知事の委任を受け、市長が実施する場合</u>）</p> <p>(3) 設置戸数の引上げ</p> <p>被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要がある場合、<u>県知事</u>は、応急仮設住宅設置期間内に以下の項目を申請し、内閣総理大臣の承認を得て設置戸数を引き上げることができる。</p> <p>4. 応急仮設住宅の建設</p> <p>(3) 着工期間の延長</p> <p>やむを得ない事情により工事着工期間を延長する場合、<u>県知事</u>は、応急仮設住宅の着工期間（地震発生の日から 20 日以内）に、下記の申請事項を添えて内閣総理大臣の承認を受け、必要最小限の延長ができる。</p>	<p>3. 応急仮設住宅の供与</p> <p>(3) 設置戸数の引上げ</p> <p>被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要がある場合、<u>市長</u>は、応急仮設住宅設置期間内に以下の項目を申請し、内閣総理大臣の承認を得て設置戸数を引き上げることができる。</p> <p>4. 応急仮設住宅の建設</p> <p>(3) 着工期間の延長</p> <p>やむを得ない事情により工事着工期間を延長する場合、<u>市長</u>は、応急仮設住宅の着工期間（地震発生の日から 20 日以内）に、下記の申請事項を添えて内閣総理大臣の承認を受け、必要最小限の延長ができる。</p>	<p>救助実施市に指定されたことによる</p>	建築住宅局

冊子	項目	章	頁	H30 記載内容	R1 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	風水害対策編	第 15 章 被災者生活の安定・再建対策 15-4 応急仮設住宅の供給	164	<p>5. 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p><u>被災状況、地域の実情等、必要に応じて民間賃貸住宅を借上げて供給する。</u> また、平時から<u>業界</u>の協力を得られるよう努める。</p> <p>6. 経費の負担</p> <p>災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅に係る経費を「<u>兵庫県災害救助法施行細則</u>」に定める限度額内で県が負担する。</p> <p>7. 応急仮設住宅の管理</p> <p>(1) 管理運営</p> <p>市長は、<u>知事からの委任を受け、災害救助法による応急仮設住宅の管理・運営を行う。</u></p>	<p>5. 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p><u>被災状況、地域の実情等、必要に応じて「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅を借上げて供給する。</u> また、平時から<u>関係団体</u>の協力を得られるよう努める。</p> <p>6. 経費の負担</p> <p>災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅に係る経費を<u>限度額内で市が負担し、内閣総理大臣に請求を行う。</u></p> <p>7. 応急仮設住宅の管理</p> <p>(1) 管理運営</p> <p>市長は、災害救助法による応急仮設住宅の管理・運営を行う。</p> <p>10. 応援協定</p> <p>(1) 独立行政法人都市再生機構</p> <p><u>市長は、応急仮設住宅の建設や、仮設住宅等入居事務について、事前に協定を締結している独立行政法人都市再生機構西日本支社へ必要に応じて協力を要請する。</u></p> <p>(2) 建設型仮設住宅関係団体</p> <p><u>市長は、応急仮設住宅の建設に関して、事前に協定を締結している、以下の団体に対し、必要に応じて協力を要請する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一般社団法人プレハブ建築協会</u> ・<u>一般社団法人全国木造建設事業協会</u> <p>(3) 借上型仮設住宅関係団体</p> <p><u>市長は、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、事前に協定を締結している、以下の団体に対し、必要に応じて協力を要請する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会</u> ・<u>公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部</u> ・<u>公益財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部</u> ・<u>公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会</u> 	<p>救助実施市に指定されたことによる</p> <p>救助実施市に指定されたことにより、新たに協定を締結したため</p>	建築住宅局

※頁数は、平成 30 年度神戸市地域防災計画のもの。